

○個人情報保護委員会告示第十五号

個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十条第一項の規定に基づき、次の団体の業務範囲の変更を認定したため、同条第二項が準用する第四十七条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十二月一日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

- 一 団体の名称及び住所  
特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構  
東京都千代田区神田駿河台一―二 書店会館
- 二 認定を受けた日  
令和四年十一月九日
- 三 業務の範囲  
防犯カメラを用いた警備業務及び防犯システムの提供業務
- 四 階